様式第41（第56条関係）

［略］

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

［略］

様式第43（第59条関係）

［略］

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

［略］

様式第43の２（第62条の２関係）

［略］

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

［略］

様式第45（第67条関係）

第　１　頁

［略］

第　　号

職　氏　　名
生　年　月　日

高圧ガス保安法第62条

立　入　検　査　証

の規定による

年　月　日　発　行

有効期間

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

第　２　頁

高圧ガス保安法抜粋

第62条　［略］

第79条の３　（略）第62条第１項（略）の規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。（略）

第83条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四　第35条第１項又は第62条第１項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第41（第56条関係）

［略］

経済産業大臣
高圧ガス保安協会　殿
指定設備認定機関

［略］

様式第43（第59条関係）

［略］

経済産業大臣
高圧ガス保安協会　殿
指定設備認定機関

［略］

様式第43の２（第62条の２関係）

［略］

経済産業大臣
高圧ガス保安協会　殿
指定設備認定機関

［略］

様式第45（第67条関係）

第　１　頁

［略］

第　　号

職　氏　　名
生　年　月　日

高圧ガス保安法第62条

立　入　検　査　証

の規定による

年　月　日　発　行

有効期間

経済産業大臣（都道府県知事）　印

第　２　頁

高圧ガス保安法抜粋

第62条　［略］

第83条　次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

四　第35条第１項又は第62条第１項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者